

債権者の皆様へ

【重要なお知らせ】

五所川原市からの振込方法が変更になります

概 要

公金振込手数料の有料化に伴い、五所川原市からの振込について、合算した金額で振込みをさせていただきます。

対象条件

- (1) 振込日が同一であること
- (2) 振込先の口座情報がすべて同一であること
- (3) 担当部署が同一であること

(例 変更後の通帳印字

請求情報			通帳印字		
請求書 A	2,000 円	A 課	12 月 11 日振込	ゴジカワシ A カ	2,000 円
請求書 B	1,000 円	A 課	12 月 18 日振込	ゴジカワシ A カ	6,000 円
請求書 C	5,000 円	A 課	12 月 20 日振込	ゴジカワシ B カ	8,000 円
請求書 D	8,000 円	B 課	12 月 20 日振込	ゴジカワシ C カ	2,000 円
	2,000 円	C 課			

※口座名義が同一であっても金融機関や口座番号が異なる場合は合算されません。

※上下水道事業からの振込は対象外です。

開始時期

令和 6 年 12 月 11 日（水）振込分より

公金振込手数料削減のため、御理解くださいますようお願い申し上げます。

御不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

五所川原市 会計課

電話番号 0173-35-2111

（内線）2801～2805